

(平成25年11月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B部署における資格喪失日に係る記録を昭和59年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月29日から同年3月1日まで

私は、A株式会社に昭和36年4月から平成16年9月まで継続して勤務していたはずなので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録、同社の回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間について、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は、申立期間前後を通してA株式会社B部署に所属しており、船員保険に加入していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B部署における昭和59年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和59年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難い

ことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3203

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 3 月に有限会社Aに入社し、62 年 7 月 31 日に退職した。

しかし、有限会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 62 年 7 月 31 日となっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間において有限会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの事業主は、申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料を控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の有限会社Aにおける昭和 62 年 6 月のオンラインの記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当

時) に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 62 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月から同年 11 月まで

私は、申立期間に A 株式会社所有の船舶 B に乗り組んだが、船員保険の加入記録が無い。乗船したことは確かなので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 株式会社所有の船舶 B に乗り組んだと主張しているところ、申立人が所持する船員手帳に申立期間に係る雇入れの記録は確認できない。

また、A 株式会社は既に解散しており、元代表取締役は、「平成 16 年 8 月に事業を停止しており、災害により一切の書類が流失している。」としている上、申立人は申立期間当時の船長及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の雇用及び乗船状況等を確認できない。

さらに、オンライン記録により、A 株式会社において申立期間に船員保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、国民年金の被保険者となっており、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 3 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務し、毎年定期昇給していたが、申立期間の標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額より低くなっているのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社は、申立期間に係る関係資料は無いと回答しており、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人は、毎年定期昇給しており標準報酬月額も毎年上がっていたと述べているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同時期に A 株式会社勤務した複数の同僚の標準報酬月額の推移をみると、必ずしも毎年上がっているわけではないことが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時の上司として名前を挙げた 2 人は既に死亡しており、申立期間当時の標準報酬月額について証言を得ることができない上、申立期間前後に A 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうち、所在が確認できる 11 人に照会したところ、8 人から回答があったが、申立人の標準報酬月額について具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの処理は

認められない上、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 10 月 1 日付けで A 事業所（現在は、B 事業所）の臨時職員の辞令をもらい、59 年 9 月末まで勤務していた。病気や家事都合による欠勤も無く継続して勤務し、給料も支給されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 9 月末まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと述べているが、B 事業所は、臨時職員の厚生年金保険の取扱いについて、任用期間は 1 年を限度として採用し厚生年金保険に加入させており、任用期間満了後に継続して当該臨時職員を採用する場合は、1 か月間は厚生年金保険に加入させない取扱いとしており、当該 1 か月についてはアルバイト等として雇用したとしても厚生年金保険には加入させていない旨回答している。

また、B 事業所は、雇用保険の取扱いについて、1 年の任用期間満了後に再度採用することが確定している場合は、雇用保険の被保険者資格を喪失させず継続した状態とすることになっている旨回答しており、厚生年金保険の取扱いとは異なっていることがうかがえるところ、申立人は、申立期間を含む昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 9 月 30 日まで継続して雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人には整理番号*番及び*番の二つの番号が付与されていることが確認できるが、当該番号に係る同原票の被保険者記録はオンライン記録と一致しており不自然な訂正箇所は見当たらない上、整理番号*番から*番ま

での間で、厚生年金保険の被保険者期間が複数ある者は申立人を除いて10人確認できるところ、当該10人のそれぞれの被保険者期間は12か月以下であり、それぞれの被保険者期間の間に1か月間の厚生年金保険の記録が無い期間がある。なお、当該10人に照会したところ7人から回答があり、自身の厚生年金保険の記録が無いことについて、7人のうちの4人は、一度退職し1か月の休みの後に再雇用されたためとする旨の回答をしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。